

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天理市、五條市及び上牧町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十九年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

五條市

上牧町

二 調査を行った期間

天理市 平成二十七年六月十六日から平成二十八年八月三十一日まで

五條市 平成二十七年五月十九日から平成二十八年八月三日まで

五條市 平成二十七年二月十五日から平成二十八年八月十五日まで

上牧町 平成二十七年七月七日から平成二十八年十月二十六日まで

上牧町 平成二十八年十月十三日から平成二十九年五月九日まで

三 成果の名称

天理市九条町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市西吉野町阪巻及び西吉野町西野の各一部の地籍図及び地籍簿

五條市犬飼町、上野町、相谷町、釜窪町及び中町の各一部の地籍図及び地籍簿

上牧町（桜ヶ丘一丁目の一部）の地籍図及び地籍簿

上牧町（服部台一丁目の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市九条町の一部の地域

五條市西吉野町阪巻及び西吉野町西野の各一部の地域

五條市犬飼町、上野町、相谷町、釜窪町及び中町の各一部の地域

北葛城郡上牧町桜ヶ丘一丁目の一部の地域

北葛城郡上牧町服部台一丁目の一部の地域

五 認証年月日

平成二十九年八月三十一日